

あなたと共に。未来を育てる。



2026年5月

## 預金規定等の改定について

平素より、東日本銀行をご利用くださりまして誠にありがとうございます。

手形・小切手の最終振出期限の設定および他行を支払地とする手形・小切手の預金入金扱い受付終了に伴い、下記のとおり当座勘定規定等を改定いたします。

なお、改定日以前からお取り引きがあるお客さまにも、改定後の規定が適用されますのでご了承ください。

何卒、ご理解を賜りますよう、お願い申し上げます。

### 記

#### 1. 改定する規定等

規定名	規定名
当座勘定規定(一般当座用)	当座勘定規定(個人当座用)
普通預金取引規定	決済用普通預金規定
貯蓄預金取引規定	納税準備預金規定
約束手形用法 為替手形用法 小切手用法	代金取立規定

#### 2. 改定日

2026年10月1日(木)

#### 3. 改定内容

当座勘定規定(一般当座用)

改定前	改定後
第1条(当座勘定への受入れ) (1)当座勘定には、現金のほか、手形、小切手、利札、郵便為替証書、配当金領収証その他の証券で直ちに取立てのできるもの(以下「証券類」といいます。)も受入れます。	第1条(当座勘定への受入れ) (1)当座勘定には、現金のほか、手形、小切手、利札、郵便為替証書、配当金領収証その他の証券で直ちに取立てのできるもの(以下「証券類」といいます。)も受入れます。 <u>ただし、他金融機関を支払人および支払場所とする手形または小切手は受け入れません。</u>
第7条(手形、小切手の支払) (1)小切手が支払のために呈示された場合、または手形が呈示期間内に支払のため呈示された場合には、当座勘定から支払います。	第7条(手形、小切手の支払) (1)小切手が支払のために呈示された場合、または手形が呈示期間内に支払のため呈示された場合には、当座勘定から支払います。 <u>なお、2026年9月30日を超えて振り出した場合は、当座勘定から支払いません。</u>

改定前	改定後
<p>第8条(手形、小切手用紙等)</p> <p>(1) 当行を支払人とする小切手または当店を支払場所とする約束手形を振出す場合には、当行が交付した用紙を使用してください。</p> <p>(2) 当店を支払場所とする為替手形を引受ける場合には、預金業務を営む金融機関の交付した手形用紙であることを確認してください。</p>	<p>第8条(手形、小切手用紙等)</p> <p>(1) 当行を支払人とする小切手または当店を支払場所とする約束手形を振出す場合には、当行が交付した用紙を使用してください。<u>ただし、2026年9月30日までに振出してください。</u></p> <p>(2) 当店を支払場所とする為替手形を引受ける場合には、預金業務を営む金融機関の交付した手形用紙であること、<u>かつ2026年9月30日までに振出された手形であることを確認してください。</u></p>
<p>第18条(振出日、受取人記載もれの手形、小切手)</p> <p>(1) 手形、小切手を振出しまたは為替手形を引受ける場合には、手形要件、小切手要件を<u>できるかぎり</u>記載してください。もし、小切手もしくは確定日払の手形で振出日の記載のないものまたは手形で受取人の記載のないものが呈示されたときは、その都度連絡することなく支払うことができますものとしします。</p>	<p>第18条(振出日、受取人記載もれの手形、小切手)</p> <p>(1) 手形、小切手を振出しまたは為替手形を引受ける場合には、手形要件、小切手要件を記載してください。もし、小切手もしくは確定日払の手形で振出日の記載のないものまたは手形で受取人の記載のないものが呈示されたときは、その都度連絡することなく支払うことができるものとしします。<u>なお、2026年9月30日を超えて振り出されたもの、または振出日の記載のないものが提示されたときは、当行の判断で支払いを拒絶することができるものとしします。</u></p>
<p>第19条(線引小切手の取扱い)</p> <p>(1) 線引小切手が呈示された場合、その裏面に届出印の押なつ(または届出の署名)があるときは、その持参人に支払うことができますものとしします。</p>	<p>第19条(線引小切手の取扱い)</p> <p>(1) 線引小切手が呈示された場合、その裏面に届出印の押なつ(または届出の署名)があるときは、その持参人に支払うことができますものとしします。<u>なお、2026年9月30日を超えて振り出されたもの、または振出日の記載のないものが提示されたときは、当行の判断で支払いを拒絶することができるものとしします。</u></p>

#### 当座勘定規定(個人当座用)

改定前	改定後
<p>第1条(当座勘定への受入れ)</p> <p>(1) 当座勘定には、現金のほか、手形、小切手、利札、郵便為替証書、配当金領収証その他の証券で直ちに取立てのできるもの(以下「証券類」といいます。)も受入れます。</p>	<p>第1条(当座勘定への受入れ)</p> <p>(1) 当座勘定には、現金のほか、手形、小切手、利札、郵便為替証書、配当金領収証その他の証券で直ちに取立てのできるもの(以下「証券類」といいます。)も受入れます。<u>ただし、他金融機関を支払人および支払場所とする手形または小切手は受け入れません。</u></p>

改定前	改定後
<p>第7条(小切手、手形等の支払)</p> <p>(1)小切手が支払のために呈示された場合、または手形が呈示期間内に支払のため呈示された場合には、当座勘定から支払います。なお、届出の代理人が自己の名義で振出した小切手、約束手形または引受けた為替手形についても、この当座勘定から支払います。</p>	<p>第7条(小切手、手形等の支払)</p> <p>(1)小切手が支払のために呈示された場合、または手形が呈示期間内に支払のため呈示された場合には、当座勘定から支払います。なお、届出の代理人が自己の名義で振出した小切手、約束手形または引受けた為替手形についても、この当座勘定から支払います。<u>なお、2026年9月30日を超えて振り出した場合は、当座勘定から支払いません。</u></p>
<p>第8条(手形、小切手用紙等)</p> <p>(1)当行を支払人とする小切手または当店を支払場所とする約束手形を振出す場合には、当行が交付した用紙を使用してください。なお、当店を支払場所とする約束手形を振り出す場合も同様とします。</p> <p>(2)当店を支払場所とする為替手形を引受ける場合には、預金業務を営む金融機関の交付した手形用紙であることを確認してください。</p>	<p>第8条(手形、小切手用紙等)</p> <p>(1)当行を支払人とする小切手または当店を支払場所とする約束手形を振出す場合には、当行が交付した用紙を使用してください。なお、当店を支払場所とする約束手形を振り出す場合も同様とします。<u>ただし、2026年9月30日までに振出してください。</u></p> <p>(2)当店を支払場所とする為替手形を引受ける場合には、預金業務を営む金融機関の交付した手形用紙であること、<u>かつ2026年9月30日までに振出された手形であることを確認してください。</u></p>
<p>第18条(振出日、受取人記載もれの手形、小切手)</p> <p>(1)手形、小切手を振出しましたは為替手形を引受ける場合には、手形要件、小切手要件を<u>できるかぎり</u>記載してください。もし、小切手もしくは確定日払の手形で振出日の記載のないものまたは手形で受取人の記載のないものが呈示されたときは、その都度連絡することなく支払うことができるものとします。</p>	<p>第18条(振出日、受取人記載もれの手形、小切手)</p> <p>(1)手形、小切手を振出しましたは為替手形を引受ける場合には、手形要件、小切手要件を記載してください。もし、小切手もしくは確定日払の手形で振出日の記載のないものまたは手形で受取人の記載のないものが呈示されたときは、その都度連絡することなく支払うことができるものとします。<u>なお、2026年9月30日を超えて振り出されたもの、または振出日の記載のないものが提示されたときは、当行の判断で支払いを拒絶することができるものとします。</u></p>
<p>第19条(線引小切手の取扱い)</p> <p>(1)線引小切手が呈示された場合、その裏面に振出名義人の署名があるときは、その持参人に支払うことができるものとします。</p>	<p>第19条(線引小切手の取扱い)</p> <p>(1)線引小切手が呈示された場合、その裏面に振出名義人の署名があるときは、その持参人に支払うことができるものとします。<u>なお、2026年9月30日を超えて振り出されたもの、または振出日の記載のないものが提示されたときは、当行の判断で支払いを拒絶することができるものとします。</u></p>

普通預金取引規定

改定前	改定後
<p>2. (証券類の受入れ)</p> <p>(1) この預金の口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証その他の証券で直ちに取立のできるもの(以下「証券類」といいます。)を受入れます。</p>	<p>2. (証券類の受入れ)</p> <p>(1) この預金の口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証その他の証券で直ちに取立のできるもの(以下「証券類」といいます。)を受入れます。<u>ただし、他金融機関を支払人および支払場所とする手形または小切手は受け入れません。</u></p>
<p>4. (受入証券類の決済、不渡り)</p> <p>(1) 証券類は、受入店で取立て、不渡返還時限の経過後その決済を確認したうえでなければ、受入れた証券類の金額にかかる預金の払戻しはできません。<u>その払戻しができる予定の日は、通帳のお支払い金額欄などに記号で表示し、下部欄外の「記号のご説明」とおりとします。</u></p>	<p>4. (受入証券類の決済、不渡り)</p> <p>(1) 証券類は、受入店で取立て、不渡返還時限の経過後その決済を確認したうえでなければ、受入れた証券類の金額にかかる預金の払戻しはできません。</p>
<p>16. (規定の変更)</p> <p>(1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、変更内容を記載した店頭ポスター掲示またはホームページ掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。</p>	<p>16. (規定の変更)</p> <p>(1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、変更内容をホームページ掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。</p>

決済用普通預金規定

改定前	改定後
<p>3. (証券類の受入れ)</p> <p>(1) この預金の口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証その他の証券で直ちに取立のできるもの(以下「証券類」といいます。)を受入れます。</p>	<p>3. (証券類の受入れ)</p> <p>(1) この預金の口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証その他の証券で直ちに取立のできるもの(以下「証券類」といいます。)を受入れます。<u>ただし、他金融機関を支払人および支払場所とする手形または小切手は受け入れません。</u></p>
<p>5. (受入証券類の決済、不渡り)</p> <p>(1) 証券類は、受入店で取立て、不渡返還時限の経過後その決済を確認したうえでなければ、受入れた証券類の金額にかかる預金の払戻しはできません。<u>その払戻しができる予定の日は、通帳のお支払い金額欄などに記号で表示し、下部欄外の「記号のご説明」とおりとします。</u></p>	<p>5. (受入証券類の決済、不渡り)</p> <p>(1) 証券類は、受入店で取立て、不渡返還時限の経過後その決済を確認したうえでなければ、受入れた証券類の金額にかかる預金の払戻しはできません。</p>

改定前	改定後
<p>16. (規定の変更)</p> <p>(1)この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、変更内容を記載した店頭ポスター掲示またはホームページ掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。</p>	<p>16. (規定の変更)</p> <p>(1)この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、変更内容をホームページ掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。</p>

#### 貯蓄預金取引規定

改定前	改定後
<p>2. (証券類の受入れ)</p> <p>(1) この預金の口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証その他の証券で直ちに取立のできるもの(以下「証券類」といいます。)を受入れます。</p>	<p>2. (証券類の受入れ)</p> <p>(1) この預金の口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証その他の証券で直ちに取立のできるもの(以下「証券類」といいます。)を受入れます。<u>ただし、他金融機関を支払人および支払場所とする手形または小切手は受け入れません。</u></p>
<p>4. (受入証券類の決済、不渡り)</p> <p>(1) 証券類は、受入店で取立て、不渡返還時限の経過後その決済を確認したうえでなければ、受入れた証券類の金額にかかる預金の払戻しはできません。<del>その払戻しができる予定の日は、通帳のお支払い金額欄などに記号で表示し、下部欄外の「記号のご説明」のとおりとします。</del></p>	<p>4. (受入証券類の決済、不渡り)</p> <p>(1) 証券類は、受入店で取立て、不渡返還時限の経過後その決済を確認したうえでなければ、受入れた証券類の金額にかかる預金の払戻しはできません。</p>
<p>17. (規定の変更)</p> <p>(1)この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、変更内容を記載した店頭ポスター掲示またはホームページ掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。</p>	<p>17. (規定の変更)</p> <p>(1)この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、変更内容をホームページ掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。</p>

#### 納税準備預金規定

改定前	改定後
<p>2. (証券類の受入れ)</p> <p>(1) この預金の口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証その他の証券で直ちに取立のできるもの(以下「証券類」といいます。)を受入れます。</p>	<p>2. (証券類の受入れ)</p> <p>(1) この預金の口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証その他の証券で直ちに取立のできるもの(以下「証券類」といいます。)を受入れます。<u>ただし、他金融機関を支払人および支払場所とする手形または小切手は受け入れません。</u></p>

改定前	改定後
<p>4. (受入証券類の決済、不渡り)</p> <p>(1) 証券類は、受入店で取立て、不渡返還時限の経過後その決済を確認したうえでなければ、受入れた証券類の金額にかかる預金の払戻しはできません。<del>その払戻しができる予定の日は、通帳のお支払い金額欄などに記号で表示し、下部欄外の「記号のご説明」のとおりとします。</del></p>	<p>4. (受入証券類の決済、不渡り)</p> <p>(1) 証券類は、受入店で取立て、不渡返還時限の経過後その決済を確認したうえでなければ、受入れた証券類の金額にかかる預金の払戻しはできません。</p>
<p>17. (規定の変更)</p> <p>(1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、変更内容を記載した店頭ポスター掲載またはホームページ掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。</p>	<p>17. (規定の変更)</p> <p>(1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、変更内容をホームページ掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。</p>

約束手形用法 為替手形用法 小切手用法

改定前	改定後
<p>約束手形用法</p> <p>3. 振出日、受取人の記載は、手形要件となっておりますから、<del>できるだけ</del>記入してください。</p>	<p>約束手形用法</p> <p>3. 振出日、受取人の記載は、手形要件となっておりますから、記入してください。</p>
<p>為替手形用法</p> <p>4. 振出日、受取人の記載は、手形要件となっておりますから、<del>できるだけ</del>記入してください。</p>	<p>為替手形用法</p> <p>4. 振出日、受取人の記載は、手形要件となっておりますから、記入してください。</p>
<p>小切手用法</p> <p>2. 小切手のお振出しにあたっては、当座勘定の残高を確認してください。なお、先日付の小切手でも呈示をうければ、支払うこととなりますからご承知おきください。</p>	<p>小切手用法</p> <p>2. 小切手のお振出しにあたっては、当座勘定の残高を確認してください。なお、先日付の小切手でも呈示をうければ、支払うこととなりますからご承知おきください。<u>なお、2026年9月30日を超えて振り出した場合は、当座勘定から支払えません。</u></p>

代金取立規定

改定前	改定後
<p>1. (取扱証券類)</p> <p>手形、小切手、公社債、利札、配当金領収証その他の証券のうち、預金口座へ直ちに受入れができないもの(以下「証券類」といいます。))は、代金取立として取扱います。</p>	<p>1. (取扱証券類)</p> <p>手形、小切手、公社債、利札、配当金領収証その他の証券のうち、預金口座へ直ちに受入れができないもの(以下「証券類」といいます。))は、代金取立として取扱います。<u>ただし、2026年9月30日を超えて振り出された他金融機関を支払場所とする手形または他金融機関を支払人とする小切手については取扱いをいたしません。</u></p>

改定前	改定後
<p>17. (規定の変更)</p> <p>(1)この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、変更内容を記載した店頭ポスター掲示またはホームページ掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。</p>	<p>17. (規定の変更)</p> <p>(1)この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、変更内容をホームページ掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。</p>

以上

<p>&lt;本件に関するお問い合わせ&gt;  東日本銀行 インフォメーションセンター  フリーダイヤル 0120-600185  (ご利用時間は銀行営業日(平日)の午前9時から午後5時までです。)</p>
--